個人住民税の特別徴収にご協力ください！

外国人を雇用する事業主の皆様へ

外国人従業員が退職・帰国するときは個人住民税の一括徴収をお忘れなく！

従業員の退職等があった場合は、
必ず「**給与所得者異動届出書**」の**提出**をお願いします。

⚠ 従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合は、
一括徴収・納入をお願いします。

※ 6～12月の間に退職等
従業員等からの**申出により**、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

※ 1～4月の間に退職等
従業員等からの**申出にかかわらず**、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

⚠ 従業員が**日本から出国**するまでに**住民税を収めることができない**場合、必ず**納税管理人**の届けを出すようお伝えください。

※ 納税管理人は出国する前に**日本に居住する方**の中から定め、市区町村に届け出る必要があります。

特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、
簡単・便利な eLTAX（エルタックス） をぜひ御利用ください。

納入方法についてはこちらから

各種提出方法についてはこちらから

- 制度の概要について
  https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/10/tokucyo-overview.html
- お問合せ
  新座市役所課税課　048－424－9601

新座市